県土整備局公共工事グリーン調達基準

1~5 略

附則

この基準は、令和6年10月10日から適用する。

別表第1略

別表第2 特定調達品目(資材)の判断の基準(第2項第1号関係)

盛土材等~空調用機器 略

海井里日	스타고산	(业市)
衛生器具	自動水栓	
		①自動水栓(自己発電機構付)にあっては、次の要件を
		満たすこと。
		ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた
		際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自
		動で止水するものであること。また、止水までの時
		<u>間は2秒以内であること。</u>
		<u>イ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、</u>
		<u>吐水流量が 5L/分以下であること。</u>
		<u>ウ. 単相交流 (100V) の外部電源が不要で、自己発電</u>
		<u>できる機構を有していること。</u>
		②自動水栓(AC100V タイプ・乾電池式)にあっては、次
		<u>の要件を満たすこと。</u>
		<u>ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた</u>
		際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自
		動で止水するものであること。また、止水までの時
		<u>間は2秒以内であること。</u>
		<u>イ. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐</u>
		水流量が 5L/分以下であること。

- 備考) 1 自動水栓の判断の基準は、トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とする。
 - 2 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。
 - 3 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061 の定量止水性能試験に準ずるものとする。
 - 4 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。
 - 5 大便器のうち、高座面形及び和風便器は対象外とする。
 - 6 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

コンクリート用型枠 略

別表第3~5 略

県土整備局公共工事グリーン調達基準

1~5 略

附 則

<u>(追加)</u>

別表第1略

別表第2 特定調達品目(資材)の判断の基準(第2項第1号関係)

盛十材等~空調用機器 略

衛生器具	自動水栓	○電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に 非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止 水するものであること。 (追加)

備考) 1 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手 を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

(追加)

(追加)

(追加)

- 2 大便器のうち、高座面形及び和風便器は対象外とする。
- 3 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

コンクリート用型枠 略

別表第3~5 略

7// 11-

別表第6 特定調達品目の使用用途及び配慮事項(第2項第1号関係)

盛土材等~中央分離帯ブロック 略

建具	断熱サッシ・	①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置
	ドア	が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用
		したものであること。
		②エネルギー使用の合理化 <u>及び非化石エネルギーへの転</u>
		換等に関する法律施行令(昭和 54 年政令第 267 号)第
		23条の2第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガ
		ラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が
		小さいものであること。

別表第7略

別表第8 認定対象品目の評価基準(第3項第1号関係)

再生加熱アスファルト混合物~排水・通気用再生硬化塩化ビニル管 略

品目名:再生セラミックタイル

①評価対象資材 略

②環境に対する安全性

- a. 特別管理(一般・産業)廃棄物を使用していないこと。
- b. ①評価対象資材に定める再生資源(都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグを除く。)を用いる場合は、製品又は原料(再生資源)について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年環境省告示第18号)の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。

①評価対象資材に定める再生資源(都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグに限る。)を用いる場合は、JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材の 5.1 (一般事項) 及び 5.7 (環境安全品質基準) に適合していること。

c. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率 略

④品質·性能 略

⑤品質管理 略

再生ビニル系床材~再生骨材コンクリート 略

別表第6 特定調達品目の使用用途及び配慮事項(第2項第1号関係)

盛土材等~中央分離帯ブロック 略

建具	断熱サッシ・	①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置
	ドア	が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用
		したものであること。
		②エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令(昭和
		54年政令第267号)第23条の2第2号及び第3号に定
		めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱
		損失防止性能の数値が小さいものであること。

別表第7略

別表第8 認定対象品目の評価基準(第3項第1号関係)

再生加熱アスファルト混合物~排水・通気用再生硬化塩化ビニル管 略

品目名:再生セラミックタイル

①評価対象資材 略

②環境に対する安全性

- a. 特別管理(一般・産業)廃棄物を使用していないこと。
- b. ①評価対象資材に定める再生資源(都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグを除く。)を用いる場合は、製品又は原料(再生資源)について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年環境省告示第18号)の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。

①評価対象資材に定める再生資源(都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグに限る。)を用いる場合は、JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材の 4.1 (一般事項) 及び 4.2 (有害物質の溶出量及び含有量) に適合していること。

- c. 石綿を原料としていないこと。
- ③再生資源の含有率 略
- ④品質・性能 略
- ⑤品質管理 略

再生ビニル系床材~再生骨材コンクリート 略

品目名:再生改良土

- ①評価対象資材 略
- ②環境に対する安全性 略
- ③再生資源の含有率 略
- ④品質·性能
 - a. 品質

品質はb. 試験方法によって試験を行い、表 11-1の性能規定に適合しなければならない。

表 11-1 建設汚泥処理土の種類と性能規定

1	くし ア 建設分配を建工の性類とは形成と				
種類		最大粒径	性能規定		
	第1種改良土	40mm以下	CBR 3 %以上		
第2種改良土		13mm以下			

b. 試験方法

試験方法は以下のとおりとする。

性能規定:「舗装調査・試験法便覧 F031」(安定処理土の CBR 試験)を参照すること。ただし、

生石灰の発熱反応終了後の試料により行うこと。

最大粒径:表11-2の区分の応じたふるいを使用し、全試料の通過を確認すること。試験方法は

JIS A 1204 7.1 (試料) <u>7.2 (試料の水洗い及び炉乾燥)</u>及び <u>7.3 (粒径が 2 mm以</u>

<u>上のふるい分析)</u>を参照すること。

表 11-2 ふるい分け試験に用いるふるい目の開き

最大粒径	ふるい目の開き	
40mm以下	37. 5mm	
13mm以下	13. 2mm	

⑤品質管理 略

再生バーク堆肥~再生集成材・合板 略

品目名:再生モルタル

- ①評価対象資材 略
- ②環境に対する安全性 略
- ③再生資源の含有率 略 w
- ④品質·性能

品質は表14-2の性能規定に適合しなければならない。

表 14-2 再生モルタルの種類と性能規定

種類	性能規定		試験方法
再生無収縮モルタ	フ゛リーテ゛ィン	練混ぜ2時間後のブリーディング	NEXCO試験方法
ル	ク ゛	率:2.0%以下	312-1999(無収縮モルタル
	無収縮性	材齢7日:収縮しない。	品質管理試験方法)によ
	圧縮強度	材齢3日:25N/mm ² 以上 材齢28日:45N/mm ² 以上	「る。
	流動性	8 ± 2 秒	J ₁₄ ロート試験
再生モルタル	セメント:	砂 比は1:1~1:3の範囲内	
	とする。		
	圧縮強度	材齢28日:27N/mm²以上	JIS R <u>5201</u> セメントの物理 試験方法

⑤品質管理 略

再生流動性埋戻材~再生生コンクリート 略

品目名:再生改良土

- ①評価対象資材 略
- ②環境に対する安全性 略
- ③再生資源の含有率 略

④品質·性能

a. 品質

品質はb. 試験方法によって試験を行い、表 11-1の性能規定に適合しなければならない。

表 11-1 建設汚泥処理土の種類と性能規定

_	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	: ;;;	
	種類	最大粒径	性能規定
	第1種改良土	40mm以下	CBR 3 %以上
	第2種改良土	13mm以下	

b. 試験方法

試験方法は以下のとおりとする。

性能規定:「舗装調査・試験法便覧 F031」(安定処理土の CBR 試験)を参照すること。ただし、

生石灰の発熱反応終了後の試料により行うこと。

最大粒径:表11-2の区分の応じたふるいを使用し、全試料の通過を確認すること。試験方法は

JIS A 1204 7.1 (試料) 及び 7.2 (試料のふるい分け) を参照すること。

表 11-2 ふるい分け試験に用いるふるい目の開き

最大粒径	ふるい目の開き	
40mm以下	37. 5mm	
13mm以下	13. 2mm	

⑤品質管理 略

再生バーク堆肥~再生集成材・合板 略

品目名:再生モルタル

- ①評価対象資材 略
- ②環境に対する安全性 略
- ③再生資源の含有率 略
- ④品質·性能

品質は表14-2の性能規定に適合しなければならない。

表 14-2 再生モルタルの種類と性能規定

種類	性能規定		試験方法
再生無収縮モルタ	ブ リーディン	練混ぜ2時間後のブリーディング	NEXCO試験方法
ル	り ゛	率:2.0%以下	312-1999(無収縮モルタル
	無収縮性	材齢7日:収縮しない。	品質管理試験方法)によ
	圧縮強度	材齢3日:25N/mm ² 以上 材齢28日:45N/mm ² 以上	1 る。
	流動性	8 ± 2 秒	J ₁₄ ロート試験
再生モルタル	セメント:	砂 比は1:1~1:3の範囲内	
	圧縮強度	材齢28日:27N/mm ² 以上	JIS R <u>5021</u> セメントの物理 試験方法

⑤品質管理 略

再生流動性埋戻材~再生生コンクリート 略